

令和4年10月14日
自動車局保障制度参事官室

自動車事故による高次脳機能障害者の方に向けた 「社会復帰促進事業」の公募による補助事業者を決定しました！

高次脳機能障害者特有の症状として、社会的行動障害や記憶障害がありますが、適切なリハビリテーションを受けることで社会復帰につながる可能性があります。

頭部外傷を治療する病院や自立訓練を提供する事業所はあるものの、入院中は患者にとって守られた環境下での生活となるため、高次脳機能障害が概して目立たず、発見されないことがあるほか、高次脳機能障害に理解のある事業所も多くない状況にあります。そのため、高次脳機能障害の発見が遅れる場合や適切な自立訓練を受けられず、高次脳機能障害を有する者が社会復帰できない状況が生じています。

このため、国土交通省では、自動車事故による高次脳機能障害を有する者の社会復帰の促進を図る方策を検討することを目的として、自立訓練（機能訓練・生活訓練）を提供する障害福祉サービス等事業者のうち、高次脳機能障害への十分な理解がある者が行う、高次脳機能障害を有する者が病院・事業者から地域への生活を円滑に移行するためのサポートの取り組みに対して補助を行う、社会復帰促進事業のモデル事業を実施します。なお、予算の範囲内で国が当該事業の実施に要する費用を補助します。

今般、令和4年度公募による補助対象事業者を決定しましたので、お知らせいたします。

1. 本補助事業の概要

- ・ 補助対象事業者
自立訓練事業所
- ・ 補助対象経費
①ネットワーク構築支援費 ②自立訓練提供支援費 ③地域連携支援費

2. 決定した補助対象事業者

このたび、令和4年度補助対象事業者の公募を、令和4年6月22日～7月13日の間で実施し、有識者による審査会の審査結果を踏まえ、自立訓練事業所 4者（別紙1参照）を補助対象事業者として決定いたしました。

3. 本補助事業の目的

高次脳機能障害の把握から自立訓練、地元復帰までの切れ目のない支援の実施を可能とするための方策の実現に向けた検証を行います。（別紙2参照）

■問い合わせ先

国土交通省自動車局保障制度参事官室

担当 大橋、田中、大塚

電話：03-5253-8111(内線41418) 03-5253-8580(直通) F A X：03-5253-1638